

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機原子炉格納容器内部詳細調査）に係る面談
2. 日時：令和2年11月17日（火）13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
知見主任安全審査官、伊藤係長、高木技術参与
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所 担当2名

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社から、実施計画の変更認可申請（2号機原子炉格納容器内部詳細調査）について、資料に基づき主に以下の説明があった。

- これまでの面談等での確認事項について
 - ✓ 調査装置のアクセスルート構築作業及び原子炉格納容器（PCV）内部調査におけるろ過水の使用量について、1日当たりの最大使用量はX-6ペネ内堆積物の低圧水による除去作業の約 2.2 m^3 /日（作業日数は2日間）及び全作業での合計使用量は約 2.51 m^3 を予定しており、汚染水処理への影響は軽微と判断している。
 - ✓ 装置取付けシール部の許容圧力の考え方について、現在、PCV圧力は $\pm 5.5\text{ kPa}\cdot\text{g}$ を運用範囲としており、2020年以降は $1\sim 5\text{ kPa}\cdot\text{g}$ で推移していることから、実際のPCV圧力に余裕を持った圧力である $10\text{ kPa}\cdot\text{g}$ を許容圧力と設定し、これに耐えることを確認する。
 - ✓ 調査装置のアクセスルート構築作業時の敷地境界での実効線量への影響評価における、異常時の評価モデルについて、エンクロージャからの漏えいより評価上保守的となるPCVバウンダリ施工箇所からの漏えいを仮定している。

○原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認した。

6. その他

資料：

- 福島第一原子力発電所2号機原子炉格納容器内部詳細調査 補足説明資料
- 2号機原子炉格納容器内部詳細調査 アクセスルート構築作業時の影響評価について